

# 「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」

(法人・事業所名) サインポスト合同会社

(所 在 地) 島根県松江市東出雲町意宇東1丁目6番地3

(取組期間) 令和7年11月1日 ~ 令和10年10月31日 (3年以内)



## 事業所名（サービス種別）

ヘルパーステーションしるし（訪問介護）、デイサービスサイン（通所介護）、デイサービスサイン西津田（通所介護）、デイサービス湯の里 湖畔（通所介護）、ケアマネジメントしるし（居宅介護支援）、ケアマネジメントくるみ（居宅介護支援）、デイサービスふれあい（地域密着型通所介護）、ヘルパーステーションくるみ（訪問介護）・くるみのこ（訪問介護サテライト）

## 宣言内容（100字以内）

ご利用者の人生史を深く理解したケアを徹底し、満足度向上と職員の働きがい創出の好循環を実現します。日々の学びを大切にし、みんなで成長できる職場を育んでいきます。

## 職場のアピールポイント

- ・仕事と家庭を両立しながら、キャリアアップを目指すことができます（ノー残業です）。
- ・記録用タブレット、センサー等を導入し、業務効率化により職員の負担を軽減しており、更なる効率化を目指します。
- ・新規採用職員、若手職員の定着のため、OJT研修だけではなく、定期的な面談などにより精神的な負担解消も含めた人材育成をしています。
- ・人事評価制度を導入し、面談を通じて目標の共有や期待値を伝え、評価結果を昇給や賞与に反映しています。
- ・有給休暇取得の推進と長く働くことができる環境や、男性育休取得ができる体制を整備しています。
- ・介護未経験、無資格者の方でも働けるように研修や講習を実施しています（費用は会社が負担します）。
- ・地元学生の職場体験の受入や、地元のイベントにも参加し、地域とのつながりを大切にしています。
- ・事業や採用活動をホームページで広く発信しています。 <https://signpost-lcc.com> 詳細は[こちら](#)



## 「しまね福祉・介護人材育成宣言」チェック項目

NO.	項目	宣言基準	チェック
1	関係法令遵守	・行政監査指導等における指摘事項を受けていない、または指摘事項への改善が終了している。 ・社会保険及び労働保険に加入し、保険料を滞納していない。	<input checked="" type="checkbox"/>
2	ハラスメント防止	ハラスメント防止の研修等を行い、相談窓口を設置し、全職員に周知している。	<input checked="" type="checkbox"/>
3	給与体系または給与表の導入	大卒、高卒、中途採用等にあわせた給与表への適用や昇給、昇格方法を規定している、または、資格や経験等が給与に反映される仕組があり、全職員に周知している。	<input checked="" type="checkbox"/>
4	休暇制度・労働時間縮減	休暇取得・労働時間縮減の取組を実施しており、全職員に周知している。 (看護休暇、介護休暇、育児休暇、有給休暇の計画的付与、夏季休暇等の導入)	<input checked="" type="checkbox"/>
5	福利厚生制度	福利厚生制度による取組を行っており、全職員に周知している。 (住宅手当、インフルエンザの予防接種等の助成等)	<input checked="" type="checkbox"/>
6	職員意見の把握	職場環境について職員の意見を把握する取組や制度がある。	<input checked="" type="checkbox"/>
7	研修体制	サービスの質の向上のための研修を実施している。	<input checked="" type="checkbox"/>
8	採用情報の発信	採用の際、求職者に向けて採用条件等を正しく記載し、周知している。 (ホームページでの掲載、ハローワーク等での求人票の記載)	<input checked="" type="checkbox"/>
9	人材育成の取組	職員の成長や働き方に合わせた学びの場を提供しており、全職員に周知している。 (外部研修への参加、法人内研修の実施等)	<input checked="" type="checkbox"/>
10	人材育成面談の実施	面談を年1回以上実施しており、管理監督者が面談内容を把握している。	<input checked="" type="checkbox"/>

様式第1号(第4条関係)

**誓約事項**

- ・「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」制度実施要綱および事業の実施に係る関係法令等の内容を理解および遵守し、適正な事業の運営を行います。
- ・宣言内容等に虚偽・不実記載等があった場合または関係法令等に違反する事実があった場合、宣言の取消等をされても異議を申し立てません。
- ・宣言事業所等の名称および宣言書等について、島根県がホームページ等で公表することに同意します。